

水第6号議案 水道管漏水事故についての損害賠償額の決定

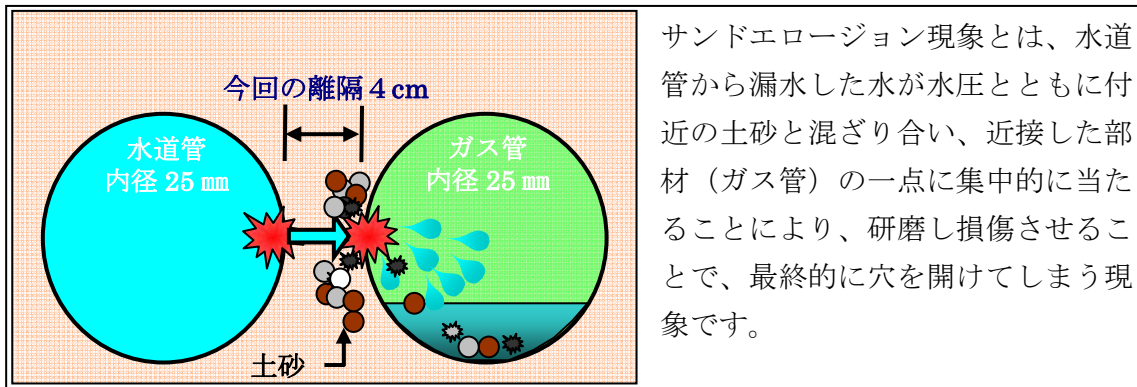
1 経緯

平成 22 年 8 月 15 日に南区六ツ川一丁目において、道路下にある水道管から漏水し、サンドエロージョン現象の発生により、被害者の東京瓦斯株式会社（以下「東京ガス」という。）所有のガス管を破損しました。

この事故により、付近一帯のガスの供給が停止したため、東京ガスは緊急復旧工事等を行いました。当該工事等の費用負担について、これまで本市と東京ガスとの間で協議を行ってまいりました。

このたび、東京ガスから提示された請求内容について検討した結果、妥当と考えられることから、損害賠償額を決定します。

【参考】サンドエロージョン現象



2 事故の概要

発 生 日 時：平成 22 年 8 月 15 日（日）午後 11 時 10 分頃

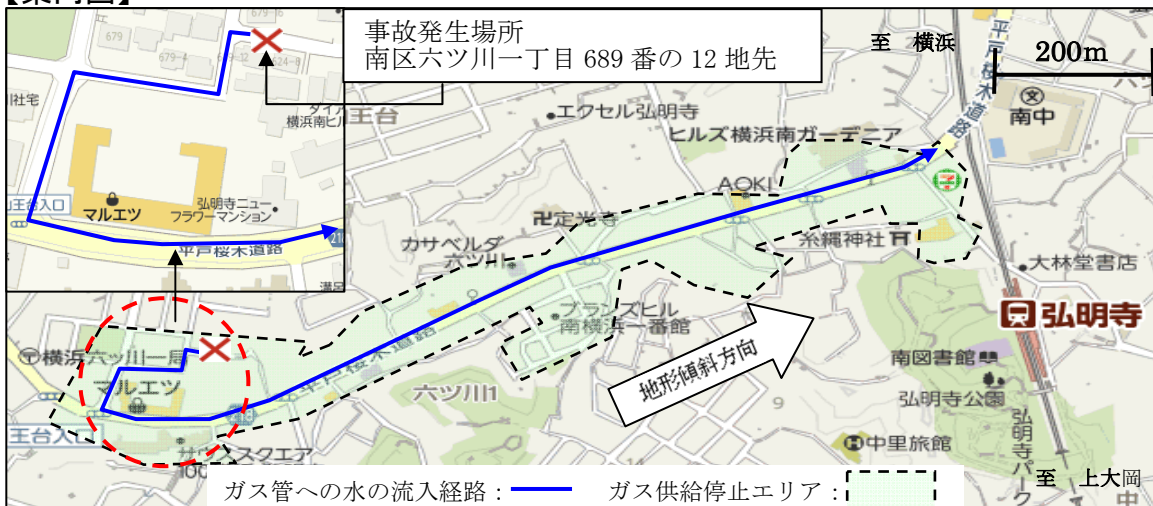
発 生 場 所：南区六ツ川一丁目 689 番の 12 地先

漏水した水道管：昭和 53 年敷設 内径 25mm水道管

破損したガス管：昭和 53 年敷設 内径 25mmガス管

ガス供給停止世帯数：697 世帯

【案内図】



3 賠償を行う理由

水道管を敷設するに当たっては、事故防止等の観点から、他の埋設管に対して一定の離隔距離を確保するなどの対応を行う必要があります。

しかし、昭和 57 年に、今回の事故現場で行った水道管の敷設替え工事の際に、ガス管との離隔距離を確保するなどの措置を行っておりませんでした。

このため、今回の事故については、本市に全面的に責任があることを認め、東京ガスに対し、損害賠償を行うものです。

このことについては、弁護士にも意見を求め、同様の考え方が示されております。

4 事故後の経過

(1) 平成 22 年 8 月

東京ガスと事故原因の確認を実施

(2) 平成 24 年 7 月～平成 25 年 7 月

次の内容について、東京ガスと 7 回の協議を実施

- ・埋設時期の確認
- ・請求内容の考え方
- ・請求内容の確認
- ・請求内容に係る詳細な資料要求
- ・資料内容の協議

5 損害賠償の額

69,420,422 円

【内訳】

種 別	金 額
ガス管復旧費	33,953,921 円
材 料 費	783,634 円
人 件 費	24,732,800 円
需要家営業補償費	210,845 円
諸 経 費	9,739,222 円
計	69,420,422 円

事故の概況

事故発生箇所

